

8 住宅

(1) 市営住宅の優先選考

募集時期は年1回(9月)、申請受付時期や対象者等の詳細はお問い合わせください。

【住宅の種別】

- ・ 特定目的住宅
市営住宅公募時に障害のある方の優先選考枠を設けています。
- ・ 車椅子専用住宅
車椅子利用者が利用しやすいように、玄関、居間、浴室、トイレ等が特別に設計されています。
- ・ 車いす利用者向け住宅
一般住宅を車いす利用者の方が利用しやすいように改修しています。

【申請窓口】

- ・ 身体障害・知的障害・精神障害のある方
区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課 (P98～101参照)

【決定方法】

抽選

【問合せ先】

京都市住宅供給公社 TEL 223-2142 FAX 256-8060

※9月の障害のある方の優先選考のほか、一般選考として一般住宅、単身向け住宅(4、6、9、12月の年4回)、等があります。詳しくは京都市住宅供給公社にお尋ねください。

(2) いきいきハウジングリフォーム(京都市重度障害者住宅環境整備費助成事業)

重度障害のある方が住み慣れた家での生活を暮らしやすく、また介護する方の負担を軽くするために住宅改造や移動設備設置を行う場合、専門チームが相談に応じるとともに、費用の一部を助成します。

【対象者】

- ・ (住宅改造) 身体障害者手帳1級・2級又は療育手帳Aの方
- ・ (移動設備設置) 四肢機能障害、両下肢機能障害又は片上下肢機能障害1級で移動が困難な方



【助成内容】

- ・（住 宅 改 造）浴槽の埋め込み、便器の洋式化、各室間の床の段差解消等
- ・（移動設備設置）段差解消機、階段昇降機、天井走行型リフト等

※住宅の新築や申請以前に着手・完了しているもの等は対象になりません。

【助 成 額】

- ・リフォームに必要な額に助成率を乗じた額です。（ただし、限度額の範囲内。千円未満切捨）
- ・助成は、原則として1世帯につき1回に限ります。

世 帯 区 分	助 成 率	限 度 額 (住宅改造)	限 度 額 (移動設備設置)
生活保護法による被保護世帯及び現年度分の市町村民税所得割非課税の世帯	4/4	50 万円	65 万円
現年度分の市町村民税所得割課税 (235,000 円未満) の世帯	3/4	40 万円	50 万円

※日常生活用具「居宅生活動作補助用具」及び介護保険による給付対象者については、それぞれの制度の給付限度額（20 万円）を上記住宅改造助成額から控除します。

※4～6 月までの申請は前年度分の市町村民税所得割額によります。

〔例えば、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月末日までの申請は令和 4 年度分の市町村民税所得割額で判断します。〕

【問合せ・申込先】

（公社）京都市身体障害者団体連合会 専用電話 822-0779

受付：月～金 午前 9 時～12 時、午後 1 時～5 時

（祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く。）

※まず、電話で相談をお受けします。

※専門相談チームが自宅を訪問し、リフォームについてアドバイスを行います。

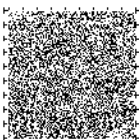
（3）すこやか賃貸住宅・すこやか賃貸住宅協力店

高齢者や障害のある方が入居しやすい賃貸住宅と、高齢者や障害のある方のすまい探しに協力いただく仲介業者の登録制度です。

【入居できるのは】

住宅により様々です。

※高齢や障害を理由に入居を拒まれることはありませんが、家賃の支払い能力、保証人の有無など、他の審査基準により、入居できないことがあります。



【住宅や協力店を探すには】

インターネットで検索 京都市すこやか住宅ネットのホームページ
(<https://www.kyoto-sjn.jp/>) で、「すこやか賃貸住宅」及び「すこやか賃貸住宅
協力店」を検索することができます。

【問合せ先】

みやこ
京 安心すまいセンター TEL 744-1315

二次元コード →



FAX 744-1637

(4) 居住支援法人

高齢者や障害のある方など、住宅の確保に配慮が必要な方が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住宅情報の提供・相談・見守りなどを行う法人です。障害のある方等がご自身で賃貸住宅を探すのが難しいときに、相談をすることができます。

京都市すこやか住宅ネット (<https://www.kyoto-sjn.jp/supporter/list/>) で居住支援法人を探すことができます。

【問合せ先】

みやこ
京 安心すまいセンター TEL 744-1315

二次元コード →



FAX 744-1637

